令和5年第3回 伊仙町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年3月20日(月)午前9:00~
- 2. 開催場所 中央公民館ホール
- 3. 出席委員(13人)

会 長副会長

1番 宮永 誠

2番

3番 福山 宣太

4番 田中 秀樹

5番 稲村 英治

6番 藤島 正廣

7番 平山 純一郎

8番 富本 太地

9番

10番 實 穣二

11番 森 清弘

12番 基山 美奈子

13番 重原 明美

14番 政岡 廣子

推進委員(6名)

1番 琉 将士

2番 幸山 真悟

3番 德 範文

4番

5番 徳山 実

6番 重 翔太

- 4. 欠席委員 2番 義山 太志、9番 樺山 哲博 欠席推進委員 4番 實村 秀樹
- 5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について (7件)

第2 農地法第5条許可申請について(3件)

- 第3 農業経営基盤強化促進事業について (7件)
- 第4 農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について(2件)
- 第5 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について(1件)
- 6. 農業委員会事務局員

 事務局長
 豊島
 克仁

 主事補
 酒勺
 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第3回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

- 会 長 皆さん、おはようございます。農繁期お忙しい中、ご出席いただきありがとう ございます。製糖時期も残り僅かとなって、本当に農繁期多忙だと思いますが、 これを乗り越えて、また次の、来期に向けての作業等、管理等に向けて頑張って いただきたいと思います。早速ですが、定刻となっておりますのでこれより会議 の方に入らさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席 しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中5 名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長 が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいた します。
- 議 長 これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指 名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議 長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。 議 長 それでは、議事録署名委員は、11番委員、7番委員にお願いします。なお本 日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に 供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案8件です。

議案第1号について、受付番号9号から受付番号16号は、所有権移転に関する件です。すいません。説明の前に資料の訂正をお願いします。農地法3条許可申請9号ですが、こちらは譲受人の方がお亡くなりになられて、相続に変わるということでしたので、取下げになりました。ですので、受付番号全て一つ上げていただいてよろしいですか。

それでは、説明に入ります。受付番号9号から受付番号15号は、所有権移転に関する件です。受付番号12号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は12,999㎡となっています。申請事由は経営拡張です。

次に受付番号13号については、譲受人は検福在住で、譲渡人も検福在住です。 申請農地は大字検福の畑で面積は1,627 ㎡となっています。申請事由は、贈与です。

次に受付番号15号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は長崎県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は12,671 ㎡となっています。申請事由は、経営拡張です。

次に受付番号14号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は長崎県在住で す。申請農地は大字伊仙の畑で面積は5,955 ㎡となっています。申請事由は、経 営拡張です。

次に受付番号11号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は兵庫県在住で す。申請農地は大字伊仙の畑で面積は1,981 ㎡となっています。申請事由は、競 売による所有権移転です。

次に受付番号10号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は兵庫県在住で す。申請農地は大字阿三の畑で面積は5,068 ㎡となっています。申請事由は、経 営拡張です。

次に受付番号9号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。 申請農地は大字崎原の畑で面積は 3,424 ㎡となっています。申請事由は、贈与で す。

受付番号9号から15号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の

朗読及び説明を終わります。

- 議 長 それでは、受付番号12号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 8 番 農地法第3条許可申請12号について、説明します。先日、2番委員と2番推進委員と調査した結果、何の問題も無いと思いますのでよろしくお願いします。 上3筆が土地改良されていて、46㎡の分は、昔、そこに井戸があってパイプで分かれている状況です。作物はキビとジャガイモです。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号12号について、 質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号12号について、原案のとおり、 決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員举手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号12号は、原案のとおり決定しました。 次に受付番号13号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお 願いいたします。
- 6 番 3条許可申請について、13号の説明をいたします。先般ですね。担当委員と 一緒に調査しました。何の問題も無いかと思います。現況としましては、ちょっ と荒地になっていて、重機等をいれてですね。客土等をして耕作をするというこ とであります。作物はまだ分かっておりません。以上です。
- 11番 只今、6番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。これより受付番号13号について、質疑に入りますが 何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号13号について、原案のとおり、 決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号13号は、原案のとおり決定しました。 次に受付番号14号、15号、一括して担当委員より現地調査の結果並びに補 足説明をお願いいたします。
- 11番 農地法第3条申請14号、15号について、ご説明します。先日、6番委員、8番委員、1番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いします。畑の現状につきましては、14号の方は牧草、15号の方がキビ、バレイショ、牧草となっています。
- 6 番 只今、14号についてですね。11番委員と一緒に調査しました。只今、説明 されたとおりであります。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号14、15号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号14、15号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員举手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号14、15号は、原案のとおり決定しました。 次に受付番号11号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお 願いいたします。
- 7 番 農地法第3条許可申請第11号について、ご説明いたします。先日、9番委員、 4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんの で皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。この事案は、買受適格証明願の あった物件でありまして、現在は、キビ収穫後の畑でありました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号11号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号11号について、原案のとおり、 決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号11号は、原案のとおり決定しました。 次に受付番号10号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明を お願いいたします。
- 3 番 農地法第3条許可申請10号について、説明いたします。先日、4番委員、3 番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので 皆様方のご審議よろしくお願いします。畑の状況は、キビの収穫後です。
- 4 番 只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。これより受付番号10号について、質疑に入りますが 何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号10号について、原案のとおり、 決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号10号は、原案のとおり決定しました。 次に受付番号9号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお 願いいたします。

- 12番 農地法3条許可申請9号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5 番推進委員と共に調査いたしました。申請書のとおり何の問題も無いと思われま す。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況といたしまして、牧草地と なっております。
- 10番 只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号9号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について、原案のとおり、 決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号9号は、原案のとおり決定しました。 これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。 次に日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局 今月の「農地法第5条許可申請」は、1議案3件です。議案第2号、受付番号第4号から6号については、お手元の申請書のとおりで一般住宅建設になります。 受付番号5号については、申請地周辺には集落が形成されており、近隣に小学校や中学校、郵便局等があることから農地区分としては、第3種農地の市街地内に該当するものと思われますので問題無いかと思われます。

次に受付番号4号については、申請地は1月の総会で利用変更済みです。許可後の農地区分として、300m以内に役場があることから第3種農地の300メートル以内農地に該当することから問題無いと思われます。

次に受付番号6号については、申請地は昨年10月の総会で利用変更の申請済みです。許可後の農地区分としては、第3種農地の市街地内農地に該当すると思われるので問題無いかと思われます。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

- 議 長 それでは、受付番号5号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明 をお願いいたします。
- 8 番 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。先日、2番委員、2番推 進委員と調査した結果、何の問題も無いと思いますので皆様のご審議よろしくお 願いします。現況としましては、整地されている状態です。
- 議長はい、ありがとうございます。それでは、受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり決 定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号5号は原案のとおり決定しました。 次に、受付番号4号、6号、一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足 説明をお願いいたします。
- 7 番 9番委員が欠席のため、私が説明いたします。4号、6号について、説明いたします。先日、農地法5条許可申請第4号を9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く、申請書のとおりでございました。皆様方のご審議よろしくお願いします。なお4号、5号共に事務局から説明のあったとおりで以前に3条許可申請のあった事案であります。なお4号については、キビ収穫後でありました。6号については、更地の状態になっていました。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号4号、6号について、質疑に 入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号、6号について、原案のと おり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号4号、6号は原案のとおり決定しました。 これで日程第3議案2号「農地法第5条許可申請について」を終了します。 次に日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供し ます。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局 今月の「農業経営基盤強化促進事業について」は、1議案7件です。議案第3 号、受付番号4号から10号については、お手元の資料のとおりで、全て賃貸借 になります。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

- 議 長 それでは、受付番号9号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 13番 農業経営基盤強化促進事業について、ご説明いたします。先日、4番委員と3 番推進委員と共に調査しました。現況はジャガイモが植えられております。皆様 方のご審議よろしくお願いいたします。
- 4 番 9号は、只今、13番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろ しくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号9号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について原案のとおり決定 することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号9号は原案のとおり決定しました。 次に、受付番号5号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明を お願いいたします。

- 3 番 5号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無く申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。畑の現況は牧草です。
- 4 番 只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願い いたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について原案のとおり決定 することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号5号は原案のとおり決定しました。 次に、受付番号6号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明を お願いいたします。
- 7 番 農業経営基盤強化促進事業第6号について、ご説明いたします。先般、5番委員、6番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。上の4筆は1枚畑になっていまして、そして下の方も全てローズでありました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。
- 5 番 6号につきましては、只今、7番委員のご説明のとおりでございます。皆様方の ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。受付番号6号について、質疑に入りますが何か ご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号6号について原案のとおり決定 することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議長 全員賛成ですので、受付番号6号は原案のとおり決定しました。 次に、受付番号4号、7号、8号、10号、一括して担当委員より現地調査の 結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 13番 4号、7号、8号、10号について、ご説明いたします。先日、5番委員と6番推進委員と共に調査しました。4号はジャガイモが植え付けられております。7号はマガリゴがキビの収穫後、フツコントウがジャガイモです。そして8号の2筆が一枚畑でローズが植え付けられております。そしてマガリゴがキビ収穫後、そしてあと残りがジャガイモです。それもジャガイモの方が一枚畑になっております。そして10号ですがキビ収穫後でありました。よろしくお願いいたします。
- 5 番 4号、7号、8号、10号につきましては、只今、13番委員のご説明のとおり でございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号4号、7号、8号、10号について、質疑に入りますが何かご質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長無いようですので、採決いたします。受付番号4号、7号、8号、10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号、7号、8号、10号は原案のとおり決定しました。これで日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進事業について」を終了します。

次に日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について」は、1議案2件です。議案第4号、受付番号21号から22号については、お手元の資料のとおりで賃貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

- 議 長 それでは、受付番号21号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足 説明をお願いいたします。
- 7 番 農業経営基盤強化促進事業農地中間管理事業について、ご説明いたします。2 1号について、説明いたします。先般、9番委員、4番推進委員と共に調査した 結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお 願いいたします。なお、3筆共キビ収穫後でありました。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号21号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号21号について原案のとおり決 定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、受付番号21号は、原案のとおり決定しました。 次に受付番号22号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明を お願いいたします。
- 12番 農業経営基盤強化促進事業農地中間管理事業22号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりであり、何の問題も無いと思われます。現況といたしましては、ジャガイモの収穫後となっております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。
- 10番 22号について、只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議 よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。これより受付番号22号について、質疑に入りますが 何かご意見等ございませんか。
- 6 番 中間管理事業の賃料。事務局通すの。

- 事務局 機構が徴収と支払いの全て行ってます。地域振興公社さんが契約の際にお互い に書く欄があるんですけど、そこで公社さんが10月とか11月に耕作されてる 方から徴収をして、口座から引き落としをして、所有者さんに支払うという形で すね。
- 6 番 21号は二人ですかな。
- 事務局 21号に関しましては、下中里と西中里の2筆が A さんの所有で一番下の下中里の1筆が B さんの所有の農地になります。それぞれ2名と借人が契約を結んでらっしゃるので。借りられてる方は、この2名にお支払いをするという形です。
- 6 番 これ継続でしょう。前にあった案件。違う。
- 事務局 前は、利用権設定で結んでらっしゃってて、今回、新たに機構を通しての契約 になってると思います。
- 7 番 基盤強化促進事業の中間管理事業といつも出てくるんですけど。これ窓口は。
- 事務局 日程第4の基盤強化促進事業に関しましては、農業委員会が窓口になりまして。 農地中間管理事業につきましては、経済課の担当という形で。経済課に一旦、 持ち込みされて、そこで書類が整ったものを農業委員会に出していただいて、農 業委員会の総会にかけて、貸し出しが開始される。というふうになっているんで すが、令和7年からですね。今やっている基盤強化促進事業。農業委員会が窓口 になっている事業が基盤法て言うんですけど。これが完全に無くなりまして。7 年度から中間管理事業を通した。これが機構法と言うんですけど。機構法に統一 されることになるんですが、令和7年度になるまでは基盤法を使えて、両方使え ますよという形で。まあ今後は、7年度には終わるので。7年度に向けて、機構 法を進めていく。推進していく。ということになっていくんですが。最終的には、 1箇所になるのか。分かれるのか。今後、役場の課内で協議をしてですね。どっ ちに振られるかは、今は未定なんですけど。
- 7 番 えっとですね。闇小作が多いのを皆さん、ご承知のとおりだと思うんですけど。 この強化促進事業をやっても、農地台帳に載るくらいのもんであって、闇小作は 変わらない。中間管理はどうかなと思ったりはするんですけど。
- 事務局 基盤法に関しましては、契約が切れた段階で農地台帳から削除される。という

形になる。今は、ちょっと残ってるんですが。これが本来であれば、削除されて、 台帳上からは契約は結ばれてませんよという感じで消えるんですけど。中間管理 機構を通すやつに関しましては、契約が切れる半年前に公社さんの方から契約が 切れるので更新しますか。しませんか。という資料が契約者さんに送られて、契 約を続ける場合は、そこで書いて、公社の方に送り返すという形になります。

議 長 はい、よろしいですか。他にございませんか。無いようですので、採決いたします。受付番号22号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号22号は、原案のとおり決定しました。

これで日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業) について」を終了します。

次に日程第6議案第5号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

- 事務局 今月の「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」は、1議案 1件です。議案第5号、受付番号3号については、お手元の資料のとおりで馬鈴 薯の処理加工施設と集出荷貯蔵施設を兼ね備えた施設の建設のためです。こちら は国の農福連携事業である農山漁村振興交付金を活用して建設予定です。申請地 は畑総事業で整備された農地ですが、代替地検討も行いましたが合意に至らず、 こちらの申請地となっております。以上で議案の朗読及び説明を終わります。
- 議 長 それでは、受付番号3号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 8 番 農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、3号について、ご説明いたします。先日、2番委員、2番推進委員と調査した結果、何の問題も無いと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いします。現況としましては、ジャガイモを掘って終わって耕されている状態です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について、原案のとおり決 定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号3号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

これで日程第6議案第5号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を終了します。

これで議案は終了いたしました。その他に入りますが、何かございませんか。 よろしいですね。それでは、これで総会を終了いたします。 お疲れ様でした。